メイガス環境管理マニュアル

1 基本的事項

1-1. 目的等

環境に関連する法的要求事項の遵守及び点検、環境保護のための自主的な取り組みの等のため、「メイガス環境マネジメントシステム」を構築し、運用する。また、その運用の根拠となる文書として「メイガス環境管理マニュアル」（以下「本マニュアル」という。）を作成する。

1-2. 定義

本マニュアル及びメイガス環境マネジメントシステムの運用において、次の各項目に掲げる用語の定義は、以下のとおりとする。

（１） 統括責任者　行政書士法人メイガス法務事務所の代表社員を指し、メイガス環境マネジメントシステムを統括する。

（２） 責任者　各組織の代表者を指し、各組織においてメイガス環境マネジメントシステムを実行する。

（３） 組織　別表１における、各組織を指す。

（４） 法的要求事項　各組織の業務・行為、所有する設備・薬品等について、環境に関連する法令等の規定があるもののうち、違反が発生するおそれのある事項を指す。

1-3. 適用範囲

メイガス環境マネジメントシステムの適用範囲は、原則として別表１のとおりとする。

1-4. 環境方針

責任者は、メイガス環境マネジメントシステムやその他の環境に関する取組の指針として基本理念及び基本方針を定めた「環境方針」を掲げ、方針に示された環境像の実現に努める。また、必要に応じてその改定を行う。

1-5. 教育

メイガス環境マネジメントシステムの適切な運用を図るため、別表２で定められた所内教育を実施する。

1-6. 環境負荷の記録

各組織の業務による環境負荷を適切に把握するため、各組織の業務による環境負荷を計量・記録する。

1-7. 環境負荷低減・保全の取組
「環境方針」に掲げる環境像の実現を目指し、各組織において目標を掲げ、各組織の業務における環境負荷の低減及びその他の環境に関する取組等の推進を図る。

1-8. 法的要求事項の遵守
法的要求事項を遵守するため、各組織における法的要求事項を調査・認識し、その遵守状況の点検を行うとともに、適正な法的運用を図る。

1-9. 審査
各組織において、メイガス環境マネジメントシステムが適切に運用されているかを審査する。

1-10. マネジメントレビュー
統括責任者は、一年に一度、下記の事項について、責任者から報告等を求める。
（１）前回までのマネジメントレビューでの指示事項にかかる取組結果の報告
（２）報告を行う時点での環境マネジメントシステムにおける取組結果の報告
（３）報告を行う時点での環境マネジメントシステムにおける審査結果の報告
（４）次年度に向けた環境マネジメントシステムの改善の提案
なお、統括責任者は、上記の報告等を踏まえ、次年度の環境マネジメントシステム等について指示を行う。

1-11. システムの改善
責任者は、マネジメントレビューでの指示事項を基に、当該年度の環境マネジメントシステムの実効性等について点検を行い、必要に応じて、次年度における環境マネジメントシステムの改善と、それに伴う本マニュアル等の改定を行う。

2 各組織における具体的取組
2-1. 環境方針の周知及び所内教育等の実施
（１）目的
各組織の職員等に、環境マネジメントシステムの概要、環境方針、各実行組織で設定した共通目標、環境目標、プログラム等について周知し、それらの取組を促すことにより、環境マネジメントシステムの着実な推進を図る。
（２）取組の対象となる者
各組織（職員が常駐していない施設等を除く。）に所属する職員（非常勤職員、任期付職員等を含む。）とする。（他組織へ出向中の者、長期の休暇等を取得中の者等、周知や教育の実施が不可能な者等を除く。）

（３）手順
ア 環境方針の周知
各組織の責任者は、事務所等に環境方針を掲示するか、業務システム等を用いて通知する等の方法で、職員に適切に周知する。
イ 所内教育の実施
統括責任者は、取組の対象となる者に、次に掲げる事項について、所内教育を実施する。
・環境マネジメントの目的及び背景の説明
・環境方針の周知
・取組事項の周知
・環境マネジメントシステムの概要の説明
・各組織で定めた環境目標、プログラム等の周知
・各組織における法的要求事項の周知
・実施後、所内教育修了状況を記録する。
ウ 新規採用職員研修の実施
エ その他の環境に関する啓発等の実施

2-2. 環境負荷の報告
（１）目的
メイガス環境マネジメントシステムの進捗管理等のため、各組織の業務による環境負荷を適切に把握する。
（２）取組の対象
原則として次の各項目に掲げるものとする。
ア 各組織で行われた業務による環境負荷
イ その他統括責任者が必要と認め計量・記録を指示した施設等で行われた業務による環境負荷
（３）手順
各組織の責任者は、次に掲げる事項について、定期的に計量・記録し、統括責任者に一年に一度の定期報告を行う。
ア 水、燃料、電気、化学物質使用量の状況
イ 車両走行距離、船舶航行距離等の状況（車両・船舶等を所有する組織のみ）
ウ 業務で発生する廃棄物、廃プラスチック等の排出量の状況
エ 印刷量、外注印刷物発注状況
※臨時的な業務により使用した用紙については、用紙購入量から除外し集計する。
オ 各組織の業務による環境負荷の推移等についての考察
なお、定期報告の際に、計量・記録が無い組織の責任者に対し、統括責任者から記録をするよう指示する。

2-3. 目標等の設定及び取組

（1）目的

別表3に掲げる取組施策の達成、環境像の実現及び目標等の達成のため、各組織において目標を掲げ、各組織の業務における環境負荷の低減及びその他の環境に関する取組等の推進を図る。

（2）取組の対象となる組織

各組織（職員が常駐していない施設等を除く。）とする。

（3）手順

ア 目標等の設定

各責任者は、組織として重点的に取り組む別表第3に掲げる目標と、それを達成するための取組を設定する。また、設定の際は、以下の点に留意する。

・各組織において、目標と取組を設定する。

・当該年度1年間の適切で実効性のある目標を設定する。

・目標は、可能な限り、業務に沿った具体的な数量とする。

・別表3で定める施策のうち、年度ごとの進捗管理が可能なものについては、環境目標として設定する。

イ 周知及び取組の実施

責任者は、各組織において定める目標、プログラム等の周知を徹底し、取組等を実施する。

エ 定期的な点検及び結果の記録

責任者は、一年に一度、各組織の目標の達成状況について、点検を行い、その結果を統括責任者に報告する。なお、設定した目標が非達成に終わった場合、原因の分析・改善計画の立案を行う。

オ 共通目標等の変更

責任者は、それぞれの目標について、エによる点検の結果、当初想定できなかった大規模な事務量の増加や、外的な要因により、年間の共通目標の達成が著しく困難であると考えられる場合は、目標等の変更を行うことができる。

2-4. 法的要求事項の遵守及び点検

（1）目的

各組織の業務について、環境に関する法令を遵守するため、各組織における法的要求事項を、調査・認識し、その遵守状況の点検を行うとともに、適正な法的運用を図る。

（2）取組の対象

法的要求事項等関連事務は、各組織の業務・行為、所有する設備・薬品等を対象とする。

（3）手順

ア 法的要求事項の調査・記録

責任者は、別表4から、各組織が所管する業務・行為、所有する設備・薬品等に関連する法

令等について、法的要求事項の有無を点検する。
また、別表４で掲げる法令以外の法令等における法的要求事項についても、該当する事項があれば、点検する。但し、理念等の努力義務など、具体的な法令違反が発生するおそれのない事項について、必ずしも点検の必要はない。
なお、点検記録は、責任者が、組織内のとりまとめを行い、統括責任者に送付する。
イ　周知及び遵守
責任者は、各組織で遵守しなければいけない事項について適切に周知するとともに、各組織において当該事項の遵守を徹底する。
ウ　改善計画の立案
責任者は、法的要求事項が遵守されていないことが判明した場合、必要な措置を講じ、速やかに統括責任者へ報告する。

別表１　適用範囲

組織名	部署名	責任者	所管施設等
行政書士法人 メイガス国際法務事務所	東京本部	東京本部長	川崎ラボ
	関西本部	関西本部長	大阪ラボ
メイガス海事法務事務所	-	所長	-

別表２　所内教育

教育名	対象者	主な内容
管理教育：職員基本教育	新規採用職員	環境方針の周知等
専門教育：環境法務	全職員	法的要求事項の周知等
管理教育：職員初級教育	全職員	EMS の概要等
管理教育：職員中級教育	中堅職員等	EMS の具体的取組等
管理教育：職員上級教育	部下をもつ職員等	EMS に関する計算実務等
管理教育：職員高級教育	拠点・組織の最上位者等	EMS 責任者の義務等

別表３　取組

地球温暖化対策に関する目標と取組	
目標	取組
電気使用量削減	事務所等の省エネルギー対策に努める
	エネルギーの有効利用を図るため、再生可能エネルギー等を導入する
	クールビズ、ウォームビズを推進する
	定時退社を推進する
化石燃料使用量削減・低炭素	低燃費車・低排出ガス車や次世代自動車の導入を促進する
	石油暖房機器の利用を控える
	アイドリングストップなど、エコドライブを推進する
	パークアンドライドを促進する
環境負荷低減に関する目標と取組	
廃棄物削減	３Ｒを推進する
	事業系ごみの適正排出を推進する
	資源物の分別等を行い、焼却処理される廃棄物量を削減する
	再生紙を使用し、使用済用紙の裏面利用や両面印刷を徹底する
	水素・燃料電池等を活用・推進する
環境教育	環境問題の周知・啓発のための教育を実施する
	環境法務に関する教育を実施する
大気汚染防止	アイドリングストップなど、エコドライブを推進する（再掲）
	低燃費車・低排出ガス車や次世代自動車の導入を促進する（再掲）
	石油暖房機器の利用を控える（再掲）
	パークアンドライドを促進する（再掲）
水資源保護	節水・水利用の適正化を促進する
	ラボの排水・廃液について適切な処理を励行する
生物多様性保全に関する目標と取組	
生物多様性教育	生物多様性を失うことにより生じるリスク（防災・文化の喪失など）についての教育を実施する
	ＦＳＣ、ＭＳＣ等の生物多様性認証についての教育を実施する
生活環境保護に関する目標と取組	
騒音対策	生活環境を保全するため、施設・拠点等から発生する騒音に対して予防・指導を行う
	夜間の車両運行時は、ふんわりアクセル等、駐車場周辺住環境に配慮した運転を行う。

美化活動	投棄防止のため、ごみ・タバコのポイ捨てや不法投棄防止の教育・指導・啓発を実施する
	野良猫の保護活動の支援（見回り支援）等を実施する
緑化活動	緑化啓発のため、在来種による創業記念樹等の苗を育成する

別表４　法的要求事項に関係する環境関連法令等

公害・水道関連	大気汚染防止法
	自動車 NOx・PM 法
	土壌汚染対策法
	水質汚濁防止法
	騒音規制法
	振動規制法
	悪臭防止法
	水道法
	下水道法
	浄化槽法
リサイクル・廃棄物関連	廃棄物処理法
	PCB 法
	フロン排出抑制法
	バーゼル法
	資源有効利用促進法
	自動車リサイクル法
化学関連	特定化学物質排出把握促進法
	労働安全衛生法
	消防法
	毒物劇物取締法
	ダイオキシン類対策特別措置法
省エネ関連	省エネ法
条例	東京都環境確保条例
	神奈川県生活環境保全条例
	大阪府生活環境保全条例
	川崎市生活環境保全条例